

税務・会計便り

～スマホで確定申告のできる幅が広がりました～

今年も確定申告のシーズンが到来し税理士事務所も一年で最も忙しい時期になります。簡単な内容の申告なら自分で申告してみようかな？と思われる方もみえるでしょう。

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用すれば、確定申告書を作成して印刷したり、e-Taxで申告書をそのまま電子送信して提出もできます。パソコンが無くてもスマートフォン(以下スマホ)でもできる申告の幅が今回の確定申告から増えました。

昨年まではスマホでできる申告は1カ所からの給与所得だけだったので、サラリーマンが医療費控除やふるさと納税の還付申告をする場合だけでしたが、今回の確定申告から給与所得は2カ所以上もスマホ申告が可能となり、さらに一時所得や雑所得もスマホ専用画面で入力できるようになったので、年金をもらっている人や副業収入を得ている人も対象となりました。

また、所得から差し引く所得控除のスマホ対応が前年までは医療費控除と寄付金控除にしか対応していませんでしたが、今回からすべての所得控除が対応可能となりました。



《主な変更点》

	平成30年(2018年)分	令和元年(2019年)分
所得	給与1カ所	給与2カ所以上 公的年金等その他雑所得 一時所得
所得控除	医療費控除 寄付金控除	すべての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除 災害減免額
その他	—————	予定納税額 本年分で差し引く繰越損失額 財産債務調書(案内のみ)

事業所得などはまだスマホ申告ができませんが、近い将来確定申告はすべてスマートフォンで完了できる時代がくるのかもしれないね。



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100